

【重要】4月以降鳥インフルエンザが発生した場合の家畜防疫 互助基金支援事業の効力について

今シーズンは高病原性鳥インフルエンザが多発しており、4月以降も予断を許さない状況です。

第7期に参加されていない生産者様については、第8期に新規に参加される場合でも、第8期の効力は6月頃の契約日（予定）からとなりますので、4・5月頃の発生に対応できません。4・5月頃の発生に対応するためには、第7期への新規加入が必須となりますので、加入を希望される方は速やかに事務局までご連絡ください。

既に第7期に参加されている生産者様につきましては、第8期に引き続き参加されずと継続扱いとなり、4月1日に遡って効力が発生するので、ご心配いりません。

なお、来年度から開始されます第8期家畜防疫互助基金支援事業について、当協会が第7期に引き続き事業実施主体に選定されました。今後、（独）農畜産業振興機構と連携し事業を進めてまいります。

* 第12回理事会（令和3年3月10日開催）において、第7期の業務方法書の改定が承認されました。追加納付に応じていただいた参加生産者様においては、第2基金造成前に発生した場合であっても、鳥インフルエンザ事案を第2基金の交付対象となりましたので、お知らせいたします。

【日鶏協速報】

発行者：[一般社団法人 日本養鶏協会](#)

〒104-0033 東京都中央区新川二丁目6番16号 馬事畜産会館内（5階）

TEL：(03)3297-5515 FAX：(03)3297-5519 発行日 令和3年3月16日

編集・発行責任者：浅木 仁志(info@jpa.or.jp)

